

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、山梨民主医療機関労働組合執行委員長新藤秀樹から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

令和2年10月27日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 事件

生活を守る賃金と雇用の確保等

2 日時

令和2年11月5日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

3 場所

別記のとおり

4 概要

3に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。但し、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

別記

甲府共立病院	甲府市宝 1-9-1
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬 6 2 3
巨摩共立病院	南アルプス市桃園 3 4 0
巨摩共立歯科診療所	南アルプス市桃園 3 4 0-1
御坂共立診療所	笛吹市御坂町八千蔵 5 3 8-1
御坂共立歯科診療所	笛吹市御坂町八千蔵 5 3 5-1
武川診療所	北杜市武川町牧原 1 3 7 1
武川歯科診療所	北杜市武川町牧原 1 3 7 1
共立歯科センター	甲府市丸の内 2-9-2 8
竜王共立診療所	甲斐市富竹新田 2 3 1-1
甲府共立診療所	甲府市宝 1-10-5
共立高等看護学院	甲府市飯田 3-1-3 5
甲府訪問看護ステーションすずかけ	甲府市丸の内 2-9-2 8 勤医協駅前ビル 4 階
共立介護支援センター	甲府市丸の内 2-9-2 8 勤医協駅前ビル 4 階
訪問看護ステーションあらぐさ	南アルプス市桃園 3 7 7-2
ヘルパーステーションあらぐさ	南アルプス市桃園 3 7 7-2
居宅介護支援事業所あらぐさ	南アルプス市桃園 3 7 7-2
御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ	笛吹市御坂町八千蔵 5 3 8-1
かいこま訪問看護ステーション	北杜市武川町牧原 1 3 7 1
訪問看護ステーションやすらぎ	甲斐市富竹新田 4 0 1-4
居宅介護支援事業所やすらぎ	甲斐市富竹新田 4 0 1-1
甲府市中央地域包括支援センター	甲府市丸の内 2-9-2 8 勤医協駅前ビル 4 階
巨摩共立病院デイサービスいきやり	南アルプス市桃園 3 4 0
石和共立病院通所介護事業所ふれあい	笛吹市石和町広瀬 6 2 3
ますほ共立診療所デイサービスふるさと	南巨摩郡富士川町長澤 2 2 5-4
共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上 5 8 7-1

居宅介護支援事業所さるはし	大月市猿橋町殿上 5 8 7 - 1
共立デイサービスとのうえ	大月市猿橋町殿上 4 0 2 - 1
共立介護福祉センターわかまつ	甲府市若松町 6 - 3 5
共立介護福祉センターももその	南アルプス市桃園 3 7 9
共立介護福祉センターたから	甲府市宝 1 - 4 - 1 6
共立介護福祉センターいけだ	甲府市下飯田 1 - 2 - 1 8
共立介護福祉センターいさわ	笛吹市石和町広瀬 7 7 9 - 1
東八訪問看護ステーションほほえみ	笛吹市石和町広瀬 7 7 9 - 1
ヘルパーステーションほほえみ	笛吹市石和町広瀬 7 7 9 - 1
居宅介護支援事業所ほほえみ	笛吹市石和町広瀬 7 7 9 - 1

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場